

2025 年 10 月

貸金庫利用者 各位

大田原信用金庫

「貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は、大田原信用金庫をご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

このたび、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されたことを受け、貸金庫規定を改定しますので、下記の通りお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

記

1. 改定する規程
 - (1) 貸金庫規程
 - (2) 全自動貸金庫規程

2. 改定日
令和 7 年 10 月 20 日（月）

3. 主な改定内容

項 目	内 容
① 格納品の範囲	貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ● 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。 ● 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。
② 利用目的の確認	● 格納品が規定の定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で申告いただきます。 ● 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

以 上